

## 笠置町監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年5月14日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 監査を実施した日時等

日	時	令和3年4月21日(水)			
		午前9時2分から午前11時24分			
場	所	笠置町役場2階 議員控室			
監	査	対	象	①令和3年度当初予算の概要説明	
収	受	資	料	等	①笠置町職員名簿(令和3年4月1日現在)
					②令和3年度笠置町事務分担(令和3年4月1日現在)

#### 2. 監査内容

今回の定期監査では、令和3年度の第1回目となる監査であることから、例年どおり、当該年度の監査の基礎となる当初予算の概要説明を受けることとした。

中町長体制となって初めての当初予算編成である一方で、第4次笠置町総合計画が諸々の事情により策定に至っていない状況下にある中での予算計上であり、その事業計上にどのような特色があるのか、また、どのような施策を講じられようとしているのかを聴取すべく監査を設定した。

### 3. 監査結果

本年度においても様々な事業が予算化されており、少子化対策・子育て支援事業や健康増進促進事業などの住民福祉施策や、町道笠置山線道路改良事業や交通計画策定支援事業などの安心・安全対策事業などが講じられようとしている。当初予算はその自治体におけるその方針を位置づけされたものであって、それらは各種事業に思いが込められていることであろうことから、令和3年度実施事業の主要なものについて概要説明を伺った。

前述のとおり、第4次笠置町総合計画が策定されていない現状にあるが、主要事業の全体説明を通し、次年度の当初予算編成時においては、予算計上する事業内容が総合計画のどの目的・目標に沿っているものか、どのような成果が出るものかを明確にし、住民などにも分かるような目に見えるかたちとして整理・周知されてはどうかと意見した。

それに対し町は、令和3年度の予算編成においては、当初予算書と共に我々に配付された「笠置町令和3年度当初予算の基本方針と重点推進分野について」に基づくものであるとし、そこに示された重点推進分野の大分類として

- (1) 安心できるオンリーワンの子育て環境づくり
- (2) 誰一人取り残さない生涯現役のまちづくり
- (3) 小さな町だから出来るオール笠置による産業振興
- (4) 生活と交流を支える強靱な町土づくり
- (5) 町内外の連携による安心・安全なまちづくり
- (6) 住む人来る人が感じる魅力あるまちづくり
- (7) 住み続けたい、住みたい人を応援するまちづくり

を掲げている。先ずはこの重点推進分野と現在の町の業務を整理することとして、各課所管の分担業務がこれら分野のどの位置に該当しているのかを確認・整理しているとのことで、総合計画策定後の業務検証などに利活用しようとしている。

そして、近隣自治体においては、当初予算編成時に予算と総合計画との位置づけを明確化し、前年度や次年度を含めた事業実施による効果や検証を行っているとのことで、当町においてもその文化を取り込もうとしている。人口減少や財政力の低下などがもたらす問題によって、今後の行政の在り方が問われ続ける中、住民ニーズは増える一方であり、少ない財源の中、事業選定に際しては費用対効果などを視野に入れ事業実施に結び付けているものであると考えるが、次期総合計画という大

きな軸を中心に、事業の在り方や事業評価を積極的に取り込むことによって、少ない予算で大きな成果に繋げ、住民生活がより良いものとなるよう尽力されたい。

また、次期総合計画には、町全体の施策に留まらず、町内各地域の特性や現状を把握した中で、それぞれの地域を勘案した計画を盛り込むこととされている。他の自治体と比較して小規模な自治体ではあるものの、各地区の状況は様々であり、それらをきっちりと押さえ、総合計画に掲げる目標・目的に向かってきめ細かな事業展開をされることに大いに期待したい。

以上